

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則

制定	平成15年	2月	1日
改正	平成16年	4月	16日
改正	平成16年	7月	29日
改正	平成19年	9月	28日
改正	平成20年	1月	25日
改正	平成20年	12月	4日
改正	平成21年	3月	30日
改正	平成21年	7月	24日
改正	平成22年	3月	31日
改正	平成23年	11月	1日
改正	平成24年	6月	18日
改正	平成25年	1月	8日
改正	平成25年	9月	30日
改正	平成25年	10月	31日
改正	平成27年	2月	2日
改正	平成28年	3月	25日
改正	平成30年	12月	3日
改正	令和 2年	4月	1日
改正	令和 5年	3月	1日
改正	令和 5年	6月	30日
改正	令和 5年	12月	1日
改正	令和 6年	3月	5日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「法」という。)第9条第1項ただし書の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う有価証券の売買その他の取引及び市場デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)(以下「有価証券の取引等」という。)の決済条件の照合及び情報の送受信(以下「照合等」という。)に関する業務に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決済照合システム 機構が行う有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理するシステム
- (2) 利用者 機構が、この規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者
- (3) 約定照合 売買報告データを確定させるための照合
- (4) 決済照合 決済指図データを確定させるための照合

第2章 取扱業務等

(取扱業務)

第3条 機構は、次に掲げる有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を取り扱う。

- (1) 約定照合業務及び約定照合に関連する情報の送受信に関する業務
- (2) 決済照合業務
- (3) 有価証券及び市場デリバティブ取引に係る発行、売買、取引、振替、解約、償還、清算等に関する情報の送受信に関する業務

(業務の取扱時間)

第4条 利用者は、有価証券の取引等の決済条件の照合等を、次の各号に定める時間に行うものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる業務 午前7時から午後9時まで
- (2) 前条第2号に掲げる業務 午前7時から午後10時まで
- (3) 前条第3号に掲げる業務 午前7時から午後9時まで。ただし、清算に関する情報の送受信に関する業務にあっては午前7時から午後10時まで

2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、利用者に対し、その旨を通知する。

(休業日等)

第4条の2 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務に係る休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び3日並びに12月31日

2 機構は、必要があると認める場合には、前項の休業日以外の臨時休業日又は同項の休業日に係る臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、利用者に対し、その旨を通知する。

(業務の臨時停止)

第4条の3 機構は、必要があると認める場合には、有価証券の取引等の決済条件の照合等に

関する業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかに、利用者に対し、その旨を通知する。

第3章 利用者

(利用者の範囲)

第5条 次に掲げる者は、機構に対し、決済照合システムの利用を申請することができる。

- (1) 法第44条第1項各号に掲げる者
- (2) 投資運用業(金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。)を行う者
- (3) 指定株主名簿管理人等(株式等の振替に関する業務規程第13条第1項に規定する指定株主名簿管理人等をいう。)
- (4) 金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。)
- (5) 特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家をいう。)
- (6) 前各号に掲げる者以外の法人又は機構が特に認める者

(反社会的勢力の排除)

第5条の2 機構は、利用者又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当することが判明した場合には、当該利用者に係る決済照合システムの利用の承認の取消しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(利用申請の手続き)

第6条 新たに決済照合システムの利用を申請しようとする者(以下「新規利用申請者」という。)

又は利用者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。ただし、利用者が申請書を機構に提出するにあたっては、第3号、第4号、第5号及び第9号に掲げる事項に限るものとする。

- (1) 有価証券の取引等の決済条件の照合等の統括に当たる業務取扱責任者の役職名及び氏名並びに当該業務取扱責任者の補佐に当たる業務取扱副責任者の役職名及び氏名
- (2) 利用者の業務を処理するコンピュータ・システム(以下「利用者システム」という。)の処理の統括に当たるシステム取扱責任者の役職名及び氏名並びに当該システム取扱責任者の補佐に当たるシステム取扱副責任者の役職名及び氏名
- (3) 有価証券の取引等の決済条件の照合等の全部又は一部を利用者に代わって行う者(以下「業務代行者」という。)として機構が認める他の者を指定しようとするときは、当該業務代行者の商号又は名称、所在地及び業務の範囲並びに当該業務代行者の業務取扱責任者の役職名及び氏名

- (4) 有価証券の取引等の決済条件の照合等の全部又は一部を利用者に代わって自己の名義をもって行う者(以下「決済代理人」という。)として他の新規利用申請者又は利用者を指定しようとするときは、当該決済代理人の商号又は名称及び業務の範囲
 - (5) 決済代理人として他の新規利用申請者又は利用者から有価証券の売買等の決済条件の照合等の全部又は一部を受託しようとするときは、当該新規利用申請者又は利用者ごとに次に掲げる事項
 - イ 当該新規利用申請者又は利用者の商号又は名称及び受託する業務の範囲
 - ロ 決済代理人としての業務に係る業務取扱責任者の役職名及び氏名
 - ハ 前ロの業務取扱責任者の補佐に当たる業務取扱副責任者の役職名及び氏名
 - ニ 決済代理人としての業務に係るシステム取扱責任者の役職名及び氏名
 - ホ 前ニのシステム取扱責任者の補佐に当たるシステム取扱副責任者の役職名及び氏名
 - (6) 決済照合システムの利用区分に関する事項
 - (7) 回線の接続に関する事項
 - (8) 機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)の設置に関する事項
 - (9) 有価証券の取引等の決済条件の照合等の処理を行うに当たり、利用者システムが、現に使用しているシステム又は使用する予定のシステムを提供する者(以下「計算会社」という。)のシステムである場合には、当該計算会社に関する事項
- 2 新規利用申請者が、前項の決済照合システムの利用申請書を提出する場合には、代表者の印鑑証明書を添付するものとする。ただし、機構に対し有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務以外の機構が行う業務に関連して当該印鑑証明書を既に提出している場合には、この限りでない。
- 3 新規利用申請者又は利用者は、反社会的勢力に該当する者を業務代行者、決済代理人又は計算会社として指定することはできない。
- 4 第1項の申請書を提出する者は、自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しない旨を記載した所定の書面(機構が認める場合には、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)を機構に提出しなければならない。

(利用申請の審査及び承認)

第7条 機構は、前条第1項の規定により、新規利用申請者又は利用者から申請書の提出を受けた場合で、当該新規利用申請者又は利用者が第5条第1号から第5号に掲げる者にあつては第1号及び第2号、第5条第6号に掲げる者にあつては第1号及び第3号の基準に適合するものと認めるときは、新規利用申請者による決済照合システムの利用又は利用者による申請を承認するものとする。

- (1) 有価証券の取引等の円滑化を図るため決済照合システムを利用する必要性を有していること。ただし、第5条第4号に掲げる者にあつては、それらが定める業務方法書(金融商品取引法第156条の3第2項第4号に規定する業務方法書をいう。)に定める業務を営むため、決

済照合システムを利用する必要性を有していること

- (2) 有価証券の取引等の決済条件の照合等を確実に遂行することができる事務処理能力を有していること
- (3) 約定照合及び決済照合に関する業務について決済代理人を用いること。ただし、利用形態が投資運用業を行う者に準ずる者にあつては業務代行者を用いること

(承認の通知)

第8条 機構は、前条の承認を行ったときは、その旨を申請者及び他の利用者に通知するものとする。

(届出事項)

第9条 利用者は、機構に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称の変更
- (2) 代表者の変更又は役職名の変更
- (3) 本店所在地の変更
- (4) 第6条第1項各号に掲げる事項の変更
- (5) その他機構が有価証券の取引等の決済条件の照合等を実施するため届出の必要があると認めてその都度指定する事項

2 前項各号に掲げる事項の届出について、届出書の様式その他必要な事項は別に定める。

(利用の停止又は中止)

第10条 利用者は、機構に対し、利用の停止又は中止を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請を受けたとき又は利用者が第5条に掲げる者でなくなったときは、当該利用者の利用を停止又は中止する。

3 機構は、利用者がこの規則若しくはその他機構が定めるところに違反し、又は機構若しくは他の利用者の業務を妨害する等信義に反する行為を行った場合において、有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると認めるときは、あらかじめ当該利用者に釈明の機会を与えたのち、当該利用者の利用を停止又は中止することができる。

4 機構は、前2項の規定により利用者の利用を停止又は中止するときは、あらかじめその旨を当該利用者及び他の利用者に通知するものとする。

5 第2項又は第3項の規定により利用者の利用を停止又は中止する場合の手續その他必要な事項は、別に定める。

(報告)

第11条 機構は、有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認めるときは、その理由を示して、利用者に対し、その有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務に関し、報告又は資料の提出を求めることが

できる。

第4章 照合業務の方法

(約定照合の方法)

第12条 利用者は、約定照合を行う場合には、運用指図データ又は売買報告データを機構へ送信するものとする。

- 2 機構は、利用者から運用指図データ又は売買報告データの送信を受けた場合には、当該データの照合又は受信を行い、照合結果又は当該データを利用者へ送信するものとする。
- 3 利用者は、機構から運用指図データ又は売買報告データの送信を受け、当該運用指図データ又は売買報告データを承認する場合には、機構に対しその旨の指示を行うものとする。
- 4 約定照合の方式その他必要な事項は、別に定める。

(決済照合の方法)

第13条 利用者は、決済照合を行う場合には、決済指図データを機構へ送信するものとする。

- 2 機構は、利用者から決済指図データを受信した場合には、当該決済指図データについて照合を行い、照合結果を利用者(当該決済指図データにおいて指定された者を含む。)へ送信するものとする。ただし、機構は、有価証券の取引等の類型に応じ、決済金額の不一致の程度が軽微なものとして別に定める場合には、当該決済指図データ上の決済金額の値を修正した上で、照合結果が一致した旨を利用者へ送信するものとする。
- 3 利用者は、事前に登録した決済情報(以下「登録決済情報」という。)により決済指図データを作成する場合には、機構に対しその旨の指示を行うものとする。
- 4 機構は、利用者から、前項の指示を受けた場合には、売買報告データに登録決済情報を付加して決済指図データを作成し、当該決済指図データについて照合を行い、照合結果を利用者(当該登録決済情報において指定された者を含む。)へ送信するものとする。
- 5 決済照合の方式、登録決済情報の登録の方法その他必要な事項は、別に定める。

(情報の送受信の方法)

第14条 利用者は第3条第3号に規定する情報の送信を行う場合には、当該情報に係るデータを機構へ送信するものとする。

- 2 機構は利用者から前項のデータを受信した場合には、当該データを利用者(当該データにおいて指定された者を含む。)へ送信するものとする。

(データの送受信の方法)

第15条 利用者は、次の各号に掲げる方法により、決済照合システムを利用することができる。

- (1) 利用者システムと決済照合システムとの間を通信回線で接続し、これを介したオンラインリアルタイムによるデータの送受信
- (2) 統合Web端末からの入出力によるデータの送受信

2 利用者は、前項のデータ送受信に障害が発生した場合には、速やかに機構に連絡するものとする。

(回線接続による計算会社とのデータの送受信)

第 16 条 回線接続する利用者システムが計算会社のシステムである場合には、当該回線接続を介した計算会社のシステムと決済照合システムとの間で送受信したデータは、当該計算会社に有価証券の取引等の決済条件の照合等の処理を委託した利用者の利用者システムと決済照合システムとの間で送受信したものとして取り扱う。

第5章 手数料等

(手数料)

第 17 条 決済照合システムを利用して、有価証券の取引等の決済条件の照合等を行う者は、機構へ手数料を納入しなければならない。

2 前項の規定により、利用者が機構に納入する手数料は、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 基本料金

(2) 約定照合手数料(第3条第3号に掲げる業務に関する手数料を含む。)

(3) 決済照合手数料

(4)統合Web端末利用料金

3 前項に掲げる手数料の料率その他必要な事項は、別表に定める。

(回線接続に係る費用負担)

第 18 条 回線接続に係る回線設備の費用(回線使用料、敷設工事負担金等)は、利用者の負担とする。

第6章 雑則

(各種テストへの協力)

第 19 条 利用者は、機構からあらかじめ通知して、利用者システムと決済照合システムとの間の連動確認テストへの参加を求められた場合には、異議なくこれに協力するものとする。当該テスト以外に機構から各種テストへの参加を求められた場合にも同様とする。

2 前項の連動確認テスト及び各種テストに要する費用のうち利用者側に発生する費用については、当該利用者の負担とする。

(遵守義務)

第 20 条 利用者は、この規則及びその他機構が定める規則並びに機構が講ずる措置に従うものとする。

2 利用者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、決済照合システムの利用によって

知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 3 利用者は、善良な管理者の注意をもって決済照合システムとの接続による事務の処理を行うものとする。
- 4 利用者は、業務代行者、決済代理人又は計算会社(以下この項において「業務代行者等」という。)を指定する場合には、当該業務代行者等に対して、第15条第2項、第18条、前条及び第1項から前項までに掲げる事項を遵守させるものとする。
- 5 利用者は、機構の承認を得ないで、決済照合システムの仕様を第三者に開示し又は決済照合システムの利用に係る業務以外の業務に利用してはならない。ただし、決済照合システムの利用に係る業務の処理を第三者に委託する場合又は決済照合システムの利用に係る業務の処理を行うためのシステムの開発を第三者(当該第三者が更に当該システムの開発の全部又は一部を当該第三者以外の者に委託する場合における当該第三者以外の者を含む。以下この条において同じ。)に委託する場合には、当該委託の範囲において、機構の承認を得ずに決済照合システムの仕様を第三者に開示することができる。
- 6 利用者は、決済照合システムの仕様を第三者に開示する場合には、前項本文の規定を当該第三者に遵守させるものとする。

(免責)

第21条 機構は、利用者が、第15条第1項に掲げる方法又はその他の方法による機構と利用者との間のデータの送受信により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理したことによって被った損害及び決済照合システムの障害等により有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の円滑な遂行に支障が生じたことによって被った損害について、これを賠償する責めを負わないものとする。

(必要な措置等)

第22条 機構は、有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を適正かつ確実にを行うため、この規則に定めるもののほか必要な事項を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(統計等の公表等)

第22条の2 機構は、有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて統計等の公表等を行うことができる。

(業務の廃止)

第22条の3 機構は、有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務の存続の必要がないと認める場合には、6か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第22条第1項の規定により法第9条第1項ただし書の承認を取り消された場合には、この限りでない。

(規則の改正)

第 23 条 機構は、決済照合システムの円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、この規則を改正することができる。

(準拠法及び合意管轄)

第 24 条 この規則は、日本法に準拠するものとする。

2 決済照合システムに関する機構と利用者との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において利用者に対し訴訟を提起することを妨げられない。

附 則

この規則は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 16 日通知)

この改正規定は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 29 日通知)

この改正規定は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日通知)

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日(平成 19 年 9 月 30 日)から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 25 日通知)

この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 4 日通知)

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日通知)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 24 日通知)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日通知)

この改正規定は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 1 日通知)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 18 日通知)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 8 日通知)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日通知)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 31 日通知)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 2 日通知)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日通知)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 3 日通知)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日通知)

この改正規定は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 1 日通知)

この改正規定は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 30 日通知)

この改正規定は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 1 日通知)

この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 5 日通知)

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。